（削る。）

（削る。）

第三章　知事許可漁業

第一節　総則

（知事許可漁業の種類）

第七十条　法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一　中型まき網漁業　総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業

二　小型機船底びき網漁業　総トン数十五トン（別表第二の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数二十トン）未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

三　瀬戸内海機船船びき網漁業　瀬戸内海（法第百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）において総トン数五トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をいう。

四　小型さけ・ます流し網漁業　総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

（農林水産大臣が定めることができるその他の事項）

第七十一条　法第五十七条第七項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計総トン数

二　当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計馬力数の最高限度

三　農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の総トン数

四　農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度

第二節　小型機船底びき網漁業

（小型機船底びき網漁業の種類）

第七十二条　第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

一　手繰第一種漁業　網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業

二　手繰第二種漁業　ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業

三　手繰第三種漁業　桁を有する網具を使用して行う手繰漁業

四　打瀬漁業

五　その他の小型機船底びき網漁業　前各号に掲げるもの以外の小型機船底びき網漁業

2　前項各号に掲げる小型機船底びき網漁業の地方名称を付する必要がある場合には、都道府県知事が指定する名称による。

3　第一項の漁獲量の上限を定められた日本海べにずわいがに漁業者は、同項で定められた日本海べにずわいがに漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限のいずれについてもこれを超えてべにずわいがにを採捕してはならない。

第十三節　いか釣り漁業

（操業期間の制限）

第七十二条　いか釣り漁業の許可を受けた者（以下「いか釣り漁業者」という。）は、南緯三十度の線以南、西経百六十五度の線以西、南緯五十五度の線以北、東経百六十度の線以東の海域においては、毎年十一月一日から翌年六月三十日までの期間内でなければ、当該漁業を営んではならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）